第１号議案

２０２５年１２月３日
第５４２回理事会

勤勉手当の支給割合について

（案）

常勤の役員に対する勤勉手当の支給条件等については、役員給与規程第１１条の規定に基づき、理事会の議決により、役員に対する勤勉手当の支給に関する規程が定められ、また、理事長の具体的な半年毎の支給割合については、同規程第２条第１項の規定に基づき、その都度、理事会において決定している。

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程第２条第１項の規定に基づき、別紙１及び別紙２のとおり、同規程第１条で定める基準日（２０２５年１２月１日）に在職する理事長に対し支給する勤勉手当の支給割合を決定する。

【添付資料】
別紙１：理事長の勤勉手当支給に係る人事評価の運用について
別紙２：勤勉手当の支給に係る人事評価記録書（理事長用）
※別紙１及び別紙２は、業務規程第５条第２項第３号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第４条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため、非公表とする。

以上